

28 建安府並びに懐遠府拝観に関する件通牒

〔昭和八年五月〕

官秘六一二号	定決裁	5月27日	文書課長	(安積)	送発	5月27日	起案者	(堀田)
--------	-----	-------	------	------	----	-------	-----	------

昭和八年五月二十五日起案

庶務課長 (佐藤)

次官 (栗屋)

秘書課長 (菊澤)

(鬼木)

通牒案

(注記3)

年月日

秘書課長

直轄各部長

公立大学長

私立専門学校長

私立高等学校長

各地方長官

宛

通牒

(下 札)

次官宛通牒謄写ノ上添付ノコト

(注記5) 宮内大臣官房 秘書課 宮發第二五二二号

昭和八年五月二十四日

宮内次官 大谷正男 印

文部次官 栗屋謙殿

建安府並ニ懐遠府拝観ノ件

割印

本年三月三日附宮發第九五号ヲ以テ及通牒候首題ノ件ニ関シテハ其後学校其他ヨリ拝観資格ナキモノニ対シテモ一般ニ拝観ヲ差許サル、ヤノ意嚮ヲ以テ願出デタルモノ往々有之候処右ハ明治四十四年十月二十一日附通牒(振天府拝観資格ニ関スル件)並ニ大正七年五月十四日附通牒(建安府拝観ニ関スル件)ニ拠ル有資格者ニ限り拝観可被差許儀ニ有之候条尚為念關係ノ向ヘ可然御示達方御取計相成度候

(注記6)

次官 (栗屋)

秘書課長 (菊澤)

庶務掛長 (佐藤)

(鬼木)

昭和八年五月三十日

宮内大臣官房総務課長 印

文部大臣官房秘書課長殿

(注記8)

今般建安府並懷遠府拝観ノ件ニ関シ別紙写ノ通り宮内次官ヨリ通牒有之タルニ付御了知相成度
(加筆) 〔追而本件ニ関シテ昭和二年七月十二日官秘六三号通牒御参照相成度為念〕

◎備考

別紙昭和八年五月二十四日宮發第二五二号宮内次官ヨリ文部

五月二十四日付建安府並ニ懐遠府拝観ノ件ニ関シ宮内次官名ヲ以テ及通牒候処尚御参考迄ニ明治四十四年十月及大正七年五月通牒案写及回付候条御了知相成度
一、振天府拝観ニ関スル通牒

○明治四十四年十月二十一日

各省其他一般へ通牒

振天府拝観出願ノ儀ハ従来区々ニ相成居候処右ハ新年式拝賀以上ノ者ニ特別ノ思召ヲ以テ拝観差許サル、コトニ定メラレ候間此段及通牒候也

追テ拝観出願者ニハ一回ノミ差許サル、儀ニ付為念申添候也

拝観資格

親任官、同待遇、勅任官、同待遇

公・侯・伯・子・男爵

貴衆両院議長、同副議長

麝香間祇候・錦鶏間祇候

二等官・勲三等及従四位以上

以上ノ者ノ夫人

勲六等以上有勲者

従六位以上有位者

貴衆両院議員

神仏各宗派管長

九等官以上

奏任待遇ノ神職

門跡寺院住職

宮内省奏任待遇

二、建安府拝観ニ関スル通牒

大正七年五月十四日

宮内大臣

内閣総理大臣

各省大臣（陸海軍大臣ヲ除ク）

通牒

振天府拝観ノ資格ヲ有スル者ニ対シ本月二十九日以後左記ニ基キ建安府拝観可被差許候

記

一、御差許ノ日ハ毎週水曜日トス但シ朝儀、行幸ノ節及暑中休

暇中ハ之ヲ除ク

一、人員ハ当分ノ内毎回三十名ヲ限ル

一、建安府拝観ノ当日振天府ノ拝観ハ差許サレス

宮内次官

枢密院書記官長

会計検査院長

行政裁判所長官

貴族院書記官長

衆議院書記官長

右同文

三、拝観日時変更ニ関スル件（参考）

大正十一年七月七日

宮内大臣

内閣総理大臣

各省大臣（陸海軍大臣ヲ除ク）

通牒

大正七年五月十四日附官発第二六九号通牒建安府拝観被差許件

ハ本年七月一日以後左記ノ通変更相成候

追テ振天府ノ拝観時刻及期限モ本文ヲ適用致候

記

一、御差許ノ日ハ毎週木曜日ニシテ午前十時ヨリトス

一、御差許期限ハ毎年二月一日ヨリ六月三十日迄及ヒ九月二十

日ヨリ十二月十日迄トス

一、人員ハ毎回三十名ヲ限ル

一、地方ヨリノ上京者ニシテ他ニ拝観ノ時日ナキ者ハ臨時詮議

ノ上差許サル、コトアリ

一、建安府拝観ノ当日振天府ノ拝観ハ差許サレス

宮内次官

枢密院書記官長 貴族院書記官長

会計検査院長 衆議院書記官長

行政裁判所長官

右同文

〔注記5〕

〔文部省ノ昭和8・5・24ノ官秘62号〕

〔注記6〕

〔文部省ノ昭和8・5・30ノ官秘65号〕

〔注記7〕

〔例規〕

〔注記8〕

〔記録掛ノ13・3・14ノ受領〕

〔下札〕

〔中山〕種別 い一ノ聯繫ノ登録追加ノ件名 直轄各部等へ通牒

建安府並懷遠府拝観ニ関スル件ノ番号ノ結了年月日 昭八 五

二七ノ保存年限 ムキノ枚数 6

〔自大正12年11月至昭和21年5月 帝室ニ関スル総規 第2冊〕 文部省 3A, 30-5, 1045

〔注記1〕

〔例記〕

〔注記2〕

〔例〕

〔注記3〕

〔記録掛ノ13・3・14ノ受領〕

〔注記4〕

〔五〕(簿冊内件名番号)